

議案第 1 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 2 0 年 6 月 4 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 7
号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の表中

「

大野第 2 駐輪場	市川市大野町 3 丁目 2 8 2 番	を
-----------	---------------------	---

」

「

大野第 2 駐輪場	市川市大野町 2 丁目 2 7 2 番	に
-----------	---------------------	---

」

改める。

別表 4 の表大町駐輪場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市川大野駅周辺道路整備事業の施行に伴い大野第2駐輪場の位置を変更するとともに、土地の使用貸借契約の解除に伴い大町駐輪場を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。